

○郡山市簡易水道条例

昭和42年 9 月16日

郡山市条例第76号

改正 昭和43年 3 月18日郡山市条例第21号
昭和43年12月17日郡山市条例第56号
昭和44年 3 月20日郡山市条例第14号
昭和45年 3 月23日郡山市条例第56号
昭和46年 9 月16日郡山市条例第49号
昭和47年 3 月25日郡山市条例第46号
昭和50年 6 月28日郡山市条例第35号
昭和53年 3 月24日郡山市条例第 8 号
昭和60年 3 月18日郡山市条例第11号
平成元年 6 月29日郡山市条例第36号
平成 5 年 3 月12日郡山市条例第12号
平成 6 年 3 月29日郡山市条例第17号
平成 6 年12月26日郡山市条例第44号
平成 8 年 6 月27日郡山市条例第32号
平成 9 年 3 月13日郡山市条例第13号
平成 9 年12月24日郡山市条例第43号
平成10年12月24日郡山市条例第57号
平成11年 6 月25日郡山市条例第31号
平成11年12月21日郡山市条例第41号
平成12年12月22日郡山市条例第46号
平成13年 3 月28日郡山市条例第24号
平成18年 3 月30日郡山市条例第 3 号
平成20年 3 月27日郡山市条例第29号
平成24年12月20日郡山市条例第87号
平成26年 3 月25日郡山市条例第16号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 7 条—第12条）

第 3 章 給水（第13条—第20条）

第 4 章 料金、簡易水道加入金及び手数料（第21条—第30条の 2）

第 5 章 管理（第31条—第35条）

第 6 章 貯水槽水道（第36条・第37条）

第 7 章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準（第38条—第40条）

第 8 章 補則（第41条・第42条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項及び水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、市の経営する簡易水道の設置及び管理並びに供給する水の料金その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（平9条例43・平24条例87・一部改正）

(設置)

第2条 市は、別表第1のとおり簡易水道を設置する。

（平9条例13・平11条例31・一部改正）

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

（昭53条例18・平9条例43・一部改正）

(給水装置の所有者の代理人)

第5条 給水装置の所有者が当該給水装置の所在する地を管轄する行政センターの所管区域内に居住しないとき、又は市長が必要と認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、当該行政センターの所管区域内に居住する代理人を定め、市長に届け出なければならない。

（平9条例43・一部改正）

(管理人)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、簡易水道に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

（平9条例43・一部改正）

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

（平9条例43・平12条例46・平20条例29・一部改正）

(工事の施行)

第8条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、給水装置工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、市長が定める。

4 第1項の規定により給水装置工事を施行する場合においては、市長は、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（平9条例43・一部改正）

（給水管及び給水用具の指定）

第8条の2 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から市が設置する簡易水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（平9条例43・追加）

（新設等の費用負担）

第9条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

（平9条例43・全改）

（工事費の算出方法）

第10条 市長が施行する給水装置工事の費用は、次の各号に掲げる費用の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。

(1) 材料費

(2) 運搬費

(3) 労力費

(4) 道路復旧費

(5) 工事監督費

(6) 間接経費

(7) その他市長が特に必要と認める費用

2 前項に規定する工事費の算出について必要な事項は、別に市長が定める。

（平元条例36・平9条例13・平9条例43・平26条例16・一部改正）

（工事費の予納）

第11条 市長に給水装置工事を申し込む者は、設計により算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(平9条例43・一部改正)

(給水装置の変更)

第12条 市長は、配水管の移設その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくとも、当該工事を施行することができる。

(平9条例43・一部改正)

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、災害、簡易水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、そのつど予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水を制限し、又は停止したことにより、損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(平9条例43・一部改正)

(給水の申込み)

第14条 簡易水道を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(メーターの設置及び計量)

第15条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。

(平9条例43・一部改正)

(メーターの貸与)

第16条 メーターは、給水装置の所有者又は簡易水道の使用者若しくは管理人（以下「簡易水道使用者等」という。）に保管させる。

2 簡易水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 簡易水道使用者等は、前項の注意義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(平9条例43・一部改正)

(使用中止、変更等の届出)

第17条 簡易水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 簡易水道の使用をやめるとき。

(2) メーターの口径を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 簡易水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 簡易水道の使用者の住所又は氏名の変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として簡易水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(平9条例43・平11条例31・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第18条 私設消火栓は、消防用又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、市長の指定する市職員を立ち合わせなければならない。

(平9条例43・一部改正)

(簡易水道使用者等の管理上の責任)

第19条 簡易水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないように給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において修繕を必要とするときは、当該修繕に要する費用は、簡易水道使用者等の負担とする。ただし、市長が当該費用を簡易水道使用者等に負担させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

3 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、簡易水道使用者等の責任とする。

(平9条例43・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第20条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について簡易水道使用者等から検査請求があったときは、その検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(平9条例43・一部改正)

第4章 料金、簡易水道加入金及び手数料

(昭60条例11・改称)

(料金の支払義務)

第21条 簡易水道の料金（以下「料金」という。）は、簡易水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって簡易水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(平9条例43・平18条例3・一部改正)

(料金)

第22条 料金は、1箇月につき別表第2の簡易水道の区分に応じ、同表に定める準備料金と水量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(昭53条例8・全改、平元条例36・平6条例17・平9条例13・平11条例31・平26条例16・一部改正)

(料金の算定)

第23条 市長は、毎月定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。）に計量した使用水量に基づき定例日の属する月分の料金を算定する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めたときは、隔月の定例日に計量した使用水量に基づき計量した日の属する月分及び前月分の料金を算定することができる。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。

3 市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、定例日以外の日に計量することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 共用給水装置により簡易水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

(平9条例43・一部改正)

第25条 削除

(平9条例43)

(推定料金の徴収)

第26条 市長は、冬期において、使用水量を計量することができないときは、推定料金を徴収することができる。

2 前項の規定により推定料金を徴収した場合においては、計量ができない事情がやんだ日以後最初に到来する定例日に、計量ができなかった期間における使用水量を計量し、その各月分の料金を算定するものとする。この場合における各月分の使用水量は、それぞれ均等とみなす。

3 前項の規定により算定した料金と第1項の規定により徴収した推定料金との間に差額があるときは、前項の定例日の属する月分の料金徴収の際に精算する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条 工事その他の理由により、一時的に簡易水道を使用しようとする者は、その使用申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、簡易水道の使用をやめたときに精算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書又は集金の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(昭53条例8・平9条例43・一部改正)

(簡易水道加入金)

第28条の2 給水装置の新設工事の申込者は、1件につき51,500円の簡易水道加入金（以下「加入金」という。）を納入しなければならない。

2 加入金は、工事承認の際に納入しなければならない。

(昭60条例11・追加、平元条例36・一部改正)

(手数料)

第29条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。

(1) 設計審査手数料（1件につき）

工事費	金額
100,000円未満	600円
100,000円以上 200,000円未満	800円
200,000円以上 500,000円未満	1,000円
500,000円以上 1,000,000円未満	1,200円
1,000,000円以上	工事費の0.15%

(2) 工事検査手数料（１件につき）

工事費	金額
100,000円未満	1,500円
100,000円以上 200,000円未満	2,000円
200,000円以上 500,000円未満	2,500円
500,000円以上 1,000,000円未満	3,000円
1,000,000円以上	工事費の0.35%

(3) 指定給水装置工事事業者証交付手数料 2,000円

（昭53条例 8・全改、平 9 条例43・一部改正）

（料金、手数料等の軽減又は免除）

第30条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金、加入金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

（昭60条例11・平 9 条例43・一部改正）

（債権の放棄）

第30条の 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、料金に係る債権を放棄することができる。

(1) 当該債権の消滅時効が完成したとき。

(2) 債務者である法人が、法人を解散し、清算を終了した場合で、配当が料金の額に満たず、かつ、残余財産がないとき。

(3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと認められるとき。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第 1 項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

(5) 当該債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

(6) その他市長が当該債権の放棄についてやむを得ないものと認めたとき。

（平18条例 3・追加）

第 5 章 管理

（給水装置の検査等）

第31条 市長は、簡易水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、簡易水道使用者等に対し、適当な措置を指示し、又は自らこれを行うことができる。

2 前項の措置に要する費用は、簡易水道使用者等の負担とする。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第32条 市長は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第 5 条に定める基準に適合していないときは、給水の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。

2 市長は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないとき

は、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第5条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(平9条例43・平12条例46・平20条例29・一部改正)

(給水の停止)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、簡易水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 簡易水道の使用者が第10条の工事費、第19条第2項の修繕費、第22条の料金、第28条の2の加入金、第29条の手数料又は第31条の措置に要する費用を期限までに納入しないとき。
- (2) 簡易水道の使用者が、正当な理由がなく、第23条若しくは第26条第2項の使用水量の計量又は第31条の給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告をしても、なおこれを改めないとき。

(昭60条例11・平9条例43・一部改正)

(給水装置の切り離し)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、簡易水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、その使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(平9条例43・一部改正)

(過料)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条の承認を受けないで、給水装置工事を施行した者
 - (2) 正当な理由がなく、第15条のメーターの設置、第23条若しくは第26条第2項の使用水量の計量、第31条の給水装置の検査又は第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
 - (3) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
 - (4) 第22条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者
- 2 詐欺その他不正の行為によって、第22条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(平6条例44・平9条例43・平11条例41・平20条例29・一部改正)

第6章 貯水槽水道

(平24条例87・追加)

(市の責務)

第36条 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下この章において同じ。）の管理に関し必要があると認めたときは、当該水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

- 2 市長は、必要に応じて貯水槽水道の利用者に対し貯水槽水道に関する情報提供を行うものとする。

(平24条例87・追加)

(設置者の責務)

第37条 貯水槽水道のうち、簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、受水槽その他の貯水槽水道の設備を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を実施するものとする。

(平24条例87・追加)

第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

(平24条例87・追加)

(布設工事監督者を配置する工事)

第38条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(平24条例87・追加)

(布設工事監督者の資格)

第39条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては6箇月以上、第2号の卒業生にあつては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上

上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（平24条例87・追加）

（水道技術管理者の資格）

第40条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により簡易水道の布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年6箇月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については3年6箇月以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 外国の学校において、前2号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者と同一に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (6) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（平24条例87・追加）

第8章 補則

（平24条例87・旧第6章繰下）

第41条 市長は、簡易水道の管理上必要があると認めるときは、その事務の一部を適当と認めるものに委託することができる。

（平24条例87・旧第36条繰下）

（委任）

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（平24条例87・旧第37条繰下）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（逢瀬村簡易水道事業給水条例等の廃止）
- 2 次に掲げる条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。
 - (1) 逢瀬村簡易水道事業給水条例（昭和37年逢瀬村条例第8号）
 - (2) 日和田町水道条例（昭和32年日和田町条例第12号）

- (3) 郡山市湖南簡易水道条例（昭和41年郡山市条例第47号）
- (4) 熱海町水道条例（昭和39年熱海町条例第6号）
- (5) 熱海町簡易水道使用料条例（昭和31年熱海町条例第33号）
- (6) 郡山市中田簡易水道条例（昭和40年郡山市条例第170号）
（旧条例の規定に基づく処分等）

3 この条例施行前になされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。ただし、過料については、なお従前の例による。

附 則（昭和43年郡山市条例第21号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、昭和43年4月分として徴収する料金から適用する。

附 則（昭和43年郡山市条例第56号）

この条例は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則（昭和44年郡山市条例第14号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年郡山市条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年6月分として徴収する料金から適用する。

附 則（昭和46年郡山市条例第49号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月分として徴収する料金から適用する。

附 則（昭和47年郡山市条例第46号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月分として徴収する料金から適用する。

附 則（昭和50年郡山市条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年7月分として徴収する料金から適用する。

附 則（昭和53年郡山市条例第8号）

1 この条例は、昭和53年6月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第2（郡山市上伊豆島簡易水道及び郡山市日和田簡易水道の給水料金に関する部分に限る。）の改正規定は、昭和53年4月1日から施行する。

2 改正後の郡山市簡易水道条例（以下「改正後の条例」という。）第22条の規定は、昭和53年6月分として徴収する料金から適用する。

3 改正後の条例第29条の規定は、この条例の施行の日以後に市長の承認を受けた工事について適用し、同日前に承認を受けた工事については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年郡山市条例第11号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年郡山市条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の郡山市簡易水道条例（以下「改正後の条例」という。）第22条の規定は、平成元年8月分として徴収する料金から適用する。

3 改正後の条例第10条第1項及び第28条の2第1項の規定は、平成元年8月1日以後の工事申し込みに係る工事費及び加入金について適用し、同日前の工事申し込みに係る工事費及び加入

金については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年郡山市条例第12号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年郡山市条例第17号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行し、平成 6 年 6 月分として徴収する料金から適用する。

附 則（平成 6 年郡山市条例第44号）

この条例は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年郡山市条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年郡山市条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の郡山市簡易水道条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第1項の規定は、平成 9 年 4 月 1 日以後の工事申込みに係る工事費について適用し、同日前の工事申込みに係る工事費については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第22条の規定は、平成 9 年 6 月以後の月分として徴収する料金について適用する。

附 則（平成 9 年郡山市条例第43号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成10年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の郡山市簡易水道条例第 8 条第 1 項の規定による公認を受けていた者は、この条例による改正後の郡山市簡易水道条例（以下「改正後の条例」という。）第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から90日間（民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成 8 年法律第107号）附則第 2 条第 2 項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間）は、市長の承認を得て、改正後の条例第 8 条第 1 項の給水装置工事を施行することができる。

附 則（平成10年郡山市条例第57号）

この条例は、平成11年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年郡山市条例第31号）

1 この条例は、平成11年10月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の第22条及び別表第 2 の規定は、平成11年12月以後の月分として徴収する料金について適用する。

附 則（平成11年郡山市条例第41号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（郡山市簡易水道条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第4条の規定による改正後の郡山市簡易水道条例第35条第2項の規定は、料金又は手数料の徴収を免れた者で、この条例の施行の日以後に当該徴収を免れるために詐欺その他不正の行為をしたものについて適用する。

附 則（平成12年郡山市条例第46号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年郡山市条例第24号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（郡山市特別会計条例の一部改正）

- 2 郡山市特別会計条例（昭和40年郡山市条例第101号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成18年郡山市条例第3号）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成20年郡山市条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年郡山市条例第87号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年郡山市条例第16号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（郡山市簡易水道条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第4条の規定による改正後の郡山市簡易水道条例第22条の規定は、平成26年6月以後の月分として徴収する料金について適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

（平 6 条例17・全改、平 8 条例32・一部改正、平 9 条例13・旧別表第 1・一部改正、平 9 条例43・平10条例57・一部改正、平11条例31・旧別表・一部改正、平13条例24・一部改正）

簡易水道名	給水区域	
	町	字
郡山市湖南東部簡易水道	湖南町浜路	稲宝、下道、中大沢、美室、横向の一部、下町ケ小屋、金山の一部、大平の一部、広畑、入大平、里東、中大平、中道、上道、前田、下大平、上大平、下イラカサク、下御前、上御前、平林の一部
	湖南町横沢	屋敷、下町、村西、根岸の一部、六角、下宮、御前、大久保、浮り、仲田、赤沢、麓山の一部、下内野の一部、関下、浜林、川崎、出合、太田、村界、才之神、上宮、荒井、下根岸の一部、内野の一部
	湖南町舘	舘、伊勢ノ前、糶屋、宮ノ前、北関下、上関下、上中道、下中道、浜、釧崎、弥次郎、下沼田、加登、四ツ切、上沼田、下高野、上高野、才八神、桜田、山田、垣ノ越、出戸山田、前田、一番三本木、三番三本木、下町、荒町、御蔵裏、新道、西光、下ノ宮
	湖南町舟津	太田道上、村上、舟津、堰内、村西、片貝堀、浜前、日本一、鰯浜、小磯、襟先、宮西、宮、浜山、鍋越、中ノ沢の一部、村東、日本一山、袴越の一部、小前田、ヲボケ沼、新道東、前田川原、掛上り、前田、樋口、松之下、太田道下、千代ヶ崎、小櫃西、小櫃、広畑、沢田、太田道西、日ノ岡、日ノ岡山の一部、梶内、岩下、観音堂、舟附の一部
	湖南町中野	南町の一部、道休、向町、諏訪前、堰内、町頭、和尚塚、飯ヶ森、八幡裏、百目貫山根の一部、榎木田、満田、日ノ岡の一部、日ノ岡寺前、馬場、法師沼、新田前、札場、町尻、堂前的一部分、砂田、渋田、百目貫竹花、百目貫石田の一部、山居の一部、四番大平、一番大平、安佐野北、二番猿畑、寺前的一部分、寺久保的一部分、一番猿畑、二番大平、三番大平、二番石倉、中屋敷、馬場地の一部、堰下的一部分、穴釜的一部分、三番川前、一番石倉、石倉的一部分、三番石倉的一部分、二番川前、陸建的一部分、一番川前、四番石倉的一部分、小沢的一部分、中谷地的一部分
	湖南町三代	御代、寺ノ前、後沢の一部、上野の一部、元唐沢、太田、荒町、中井、羽黒下、天狗、清水尻、樋ノ口、

		京塚の一部、中田、葎ケ作、原木、年頃内の一部、佐内畑、横向、上町、落合、小谷川、水上の一部、元一里壇、不動山の一部、牧ノ口の一部、立板の一部、中ノ入
郡山市湖南西部簡易水道	湖南町福良	一本木、大將地、入宇田、山神下、大久保、樋ノ口、山崎、朝日、家老、車ノ上、台畠、荒町、中町、浦町前、町浦、舘ノ下、古町、古町浦、後谷地、寺前、谷地山、杉ノ前、畑ノ前、外出、境、峯崎、勝田内前、勝田内上、前田、中浜、屋敷前、布引沢、北ノ入、樋ノ口前、樋ノ口下、四十房の一部、雷神下、家ノ北、惣郷地、東山、南若宮、前谷内、小枝下、大平、川原田、高橋、鶴ケ舞、防戦、古戦場、鳥居道南、八斗蒔、沼田、余郷前、余郷、山田、畑田、上大豆田、下大豆田、穴尾、嵯峨畑、久保田、片岸、峯崎前、中童子、浜田、彌蛇内、小栗生、栗生、大栗生、弥宣内、上原、大將地入の一部、一本木前、間々下、大久保下、伊羅沢の一部、上川原、炭ノ倉
	湖南町	磯端、墓所後、砂子田、中日泥、山根、江合磯、北町、北町浦、寺ノ前、中町、中町裏、北山田、愛宕下、南山田、南町、東羽山、北向家前、新町原、辰巳ケ沢、小枝町、深沢、外城、落合、馬頭原、東岐の一部、西岐の一部、池上、山ノ神、上金剛谷、下金剛谷、泥浮原、松山下、梨ノ木、前田、御前柳、御前桜、稻荷前、中在家、権現南、下野、諏訪前、諏訪内、日影、川原田、赤津道、一本柳、一斗蒔、四斗蒔、五斗蒔、百刈、二百刈、三百刈、童子橋下、大橋西、大橋南、続橋、甘惣、六角、窪ノ前、広面、富永、霊屋前、館山、上ノ坪、町尻、諏訪道東、諏訪道西、辻、又四郎、羽山、大作、堂ノ窪
	湖南町馬入新田	湖南町馬入新田に属する字
郡山市中田簡易水道	中田町柳橋	中田町柳橋に属する字
	中田町中津川	中田町中津川に属する字
郡山市熱海中山簡易水道	熱海町中山	早稻田、稻田、松林、太田、城ノ脇、東樋下、中樋下、西樋下
	熱海町安子島	竹ノ内、木ノ宮

別表第2（第22条関係）

（平11条例31・追加、平13条例24・一部改正）

簡易水道	準備料金	水量料金
郡山市中田簡易水道	450円	1立方メートルから10立方メートルまで 1立方メートルにつき 30円
		11立方メートルから30立方メートルまで 1立方メートルにつき 45円
		30立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 60円
郡山市湖南東部簡易水道	口径13ミリメートル 530円	1立方メートルから20立方メートルまで 1立方メートルにつき 50円
郡山市湖南西部簡易水道	口径20ミリメートル 1,435円	
郡山市熱海中山簡易水道	口径25ミリメートル 2,350円	20立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 105円
	口径40ミリメートル 7,200円	
	口径50ミリメートル 10,650円	
	口径75ミリメートル 26,600円	

備考 この表において「口径」とは、メーターの口径をいう。